

栃木県HACCP推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食品の安全性の更なる向上が求められる中、衛生管理の国際標準であるHACCP及びHACCPを取り入れた「栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）」を効果的に普及推進するため、専門的見地から意見を聴取するとともに、各分野間の連携、協力等によるオールとちぎ体制での取組を推進することを目的として、栃木県HACCP推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(活動)

第2条 推進会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) HACCP及びとちぎハサップの普及推進に係る現状分析に関すること。
- (2) HACCP及びとちぎハサップの普及推進のための取組に関すること。
- (3) その他、HACCPの普及推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員13名以内をもって組織する。

- 2 推進会議の委員は、食品の生産、製造、流通及び消費、更には金融、観光、メディア等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、会長が議長となる。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。
- 4 委員から特に申出のあった場合は、代理出席を認めるものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、保健福祉部生活衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は平成30年3月31日までとする。